

令和4年（第4回定例会）

観光建設水道委員会 会議録

令和4年12月7日

観光建設水道委員会 会議録

○開会日時 令和4年12月7日(水)

開議 午前10時00分

閉議 午前11時30分

○開会場所 市議会 第2委員会室

○出席委員(7名)

委員長 三重 忠 昭 君

副委員長 日 名 子 敦 子 君

委員 手 束 貴 裕 君

委員 小 野 正 明 君

委員 松 川 章 三 君

委員 市 原 隆 生 君

委員 野 口 哲 男 君

委員 泉 武 弘 君

○欠席委員(なし)

○委員外議員出席者(なし)

○執行部出席者(21名)

観光・産業部長 松 川 幸 路 君

公営事業部長 上 田 亨 君

建設部長 松 屋 益 治 郎 君

上下水道局長 岩 田 弘 君

上下水道局参事 山 内 佳 久 君

建設部次長 狩 野 俊 之 君

観光・産業部次長
兼観光課長 日 置 伸 夫 君

温泉課長 樋 田 英 彦 君

温泉課参事 河 野 文 彦 君

産業政策課長 竹 元 徹 君

産業政策課参事 姫野淳子君 農林水産課長 塩出政弘君
 公営競技事務所長 溝部進一君 公営競技事務所参事 山本直樹君
 都市計画課長 籠田真一郎君 都市計画課参事 渡邊克己君
 都市整備課長 山田栄治君 公園緑地課長 橋本和久君
 施設整備課長 若杉圭介君 施設整備課参事 登根澄君
 上下水道局総務課長 田原誠士君

○議会事務局出席者

課長 中村賢一郎 課長補佐 岩男涼子

係長 甲斐俊平

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第86号	令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号） 関係部分	全員一致による 原案可決
議第88号	令和4年度別府市競輪事業特別会計補正予算 （第2号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第89号	令和4年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算 （第1号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第96号	別府市勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止について	全員一致による 原案可決
議第97号	別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第98号	別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第100号	議決事項の変更について	全員一致による 原案可決

議第101号	指定管理者の指定について	全員一致による 原案可決
議第103号	公有水面埋立てに関する意見について	全員一致による 原案可決
議第104号	市長専決処分について（関係部分）	全員一致による 原案承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名押印する。

令和4年12月7日

観光建設水道委員会

委員長 三重 忠 昭

観光建設水道委員会 会議概要

○開議：10時00分

○三重委員長

おはようございます。

ただいまから観光建設水道委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）関係部分、外9件であります。

審査はお手元に配付しております議案の審査順序表の記載順により、各課から説明を受け質疑を行い、採決いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、公営競技事務所関係議案の審査を行います。議第88号、令和4年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）公営競技事務所関係部分について、当局から説明願ひます。

○上田公営事業部長

おはようございます。

本日、御審議いただく公営事業部関係議案は議第88号、令和4年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）関係部分の1議案でございます。

議案の詳細につきましては、公営競技事務所長より御説明させていただきますので、委員の皆様、御審議のほどよろしくお願ひします。

○溝部公営競技事務所長

それでは今回提案いたしております議第88号関係部分につきまして御説明をさせていただきます。

令和4年度別府市特別会計補正予算書15ページをお開きください。

開催売上額を70億1,500万円増額し、補正後車券発売金の額を376億1,770万円とするものであります。これは3月に開催予定の特別競輪ウィナーズカップオランダ王国友好杯（GⅡ）の売上見込みの昨年度の売上額を参考に9億9,000万円増の86億円としたものです。

また普通競輪では、今年度売上見込みを前期の売上げが当初対比で約10ポイント増であったことや、F1レース大阪・関西万博協賛競輪を誘致することに成功したことに伴い、60億2,500万円増の290億1,700万円としたものであります。

続きまして歳出でございます。

16ページをお開きください。

3404、基金積立金の追加額、別府市競輪施設整備基金積立金5000万円の増額でございます。

将来の施設整備に活用するため、基金の積立てでございます。

次に3405、普通経理に要する経費55億2,931万,6000円の追加額でございます。

これは参加選手賞金6,025万7,000円の増額につきましては、賞金単価が11から15パーセント増加したことなどによるものです。

光熱水費1,450万円の増額につきましては、エネルギー価格の上昇によるものでございます。

競輪活性化事業推進委託料500万円の増額につきましては、インターネット投票の売上拡大のため、キャッシュバックキャンペーン等の実施するためのものがございます。

一番下段になりますが、大阪・関西万博協賛競輪拠出金8,210万円につきましては、1月23日から25日の3日間開催予定の同競輪開催収益の2分の1の額を実施要領に従って拠出するものでございます。

その他、場外車券発売受託団体委託料7億1,919万4,000円、JKA交付金1億3,111万1,000円、また、次のページ17ページの的中車券払戻金45億514万5,000円等につきましては普通競輪売上見込みの増額に伴う経費でございます。

次に3414、特別競輪に要する経費9億5,446万円の追加額でございます。これは3月に開催されるウィナーズカップに要する経費でございます。まず競輪活性化事業推進委託料765万4,000円の増額ですが、YouTube等のライブ制作費、会場設営、キャッシュバックキャンペーンの実施に伴う経費でございます。

施設用備品費359万7,000円ですが、これは場内各種備品のテントや記載台の購入に加え、競輪の疑似体験が楽しめる遊具、ケイリンチャレンジセットと言いますが、これの購入をいたします。

その他の経費は先ほど説明いたしました、普通競輪に要する経費同様に売上見込み額の増額に伴う経費でございます。

18ページをお開きください。3406、一般会計繰出金3億円の追加額でございます。内訳は財政調整基金、小中学校給食費の補助ですね、これに2億円、べっふ未来共創基金に1億円でございます。これにより現計予算3億でございますので、合計で6億円となります。

最後に19ページをお開きください。予備費1億5,852万4,000円の追加額です。予定外の支出や予算超過の支出など、軽微な補正に備え増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議第88号関係部分の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願います。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第88号、令和4年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第2号)公営競技事務所関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第88号公営競技事務所関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、公営競技事務所関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時06分

再開：10時07分

○三重委員長

再開いたします。

次に、観光課関係議案の審査を行います。

議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)観光課関係部分及び議第101号、指定管理者の指定についての以上2件について、当局から一括して説明願います。

○松川観光・産業部長

委員の皆様、おはようございます。

観光・産業部でございます。今回につきましては、全6議案のほうを観光・産業部から提案させていただいております。

委員の皆様には何とぞ慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○日置観光・産業部次長兼観光課長

議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)観光課関係部分について、説明させていただきます。

予算説明書の44ページをお願いいたします。

別府宿泊キャンペーン事業委託料1,800万円でございます。本件は2023年1月か

ら3月の間に本市に宿泊されたお客様を対象に抽選で別府の様々な商品が当たるキャンペーンを別府市旅館ホテル組合連合会と連携し、実施するものでございます。

国の施策である全国旅行支援の年明け以降の継続も発表がありましたが、全国旅行支援に加え、このプラスワンにより別府により印象を持っていただくとともに、さらに地元の事業者からお土産品を購入することにより、3年に及ぶコロナ禍によりダメージを受けた観光関連事業者へのご入れを行うものでございます。

続きまして、予算説明書の7ページをお願いします。

繰越明許費補正の第2表、事業名の別府宿泊キャンペーン事業1,800万円でございます。これはキャンペーンに係る清算事務のため、繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、議第101号、指定管理者の指定について、説明させていただきます。議案書の56ページをお願いいたします。

本件は地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて同上第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

地獄蒸し工房鉄輪の管理について、旭環境管理株式会社と有限会社割烹平家から構成される、地獄蒸し工房鉄輪共同事業体に行わせようとするものでございます。指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31までの5年間であります。

それでは選定の経過について、説明させていただきます。

今回、公募施設の指定管理候補者の選定に当たりましては、別府市観光・産業部観光課指定管理候補者選定委員会で、候補者の選定を行っております。

8月24日に第1回の選定委員会の開催後、現地説明会等を経て、10月3日から10月17日までの間に応募のありました提案について、申請書等による資格審査を行い10月25日の第2回選定委員会で内容審査及び面接審査を行い、候補者の選定を行いました。その後、市長への報告を経て、11月22日に候補者に対し選定結果を通知するとともに11月29日には市の公式ホームページに公表いたしております。

以上で観光課関係部分の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明を終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○野口委員

私は常に気になっているのが、指定管理者の扱いについて、基本的に指定管理を発注してしまえば、担当課がほとんど関与していないんじゃないかと思うんです。やっぱり担当している職員は現場に出向いて、いろいろなチェックをすることが必要じゃないかと思いますが、その点はどのようになっていますか。

○日置観光・産業部次長兼観光課長

モニタリングとして月1回の報告書をいただくとともに、現地での実際の実地検査ということは2回しております。そのほかに、イベント等行事、また修繕等ある度に現地に職員が足を運びまして確認をさせていただいているところでございます。

○野口委員

いろいろ問題があった後だからね、そういうことが行われていると思います。必ず行って、やっぱり指定管理者との話もしながら問題点を事前に潰していくということは必要じゃないかと思いますが、ぜひやってください。

○三重委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

初めに、議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)観光課関係部分について原案のとおり可決することに御意義ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)観光課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第101号、指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって議第101号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、観光課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時13分

再開：10時13分

○三重委員長

再開いたします。

次に、温泉課関係議案の審査を行います。

議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）温泉課関係部分及び議第97号、別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についての以上2件について、当局から一括して説明願います。

○樋田温泉課長

おはようございます。

温泉課関係部分について、御説明いたします。

まず議案書の51ページをお開きください。

議第97号、別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

本議案は市営温泉別府海浜砂湯を令和5年3月31日をもって廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案の内容としては、条例内に記載のある別府海浜砂湯を削るものでございます。また、利用される方へのお知らせは、今後様々な機会を通じて丁寧に対応していこうと考えております。

購入された回数券の返金につきましては、この後の補正予算においても御説明いたしますが、返金関連予算を計上し、返金処理等に関わる細かい事務処理等を確認し、遺漏のないよう利用者の方に不利益が生じないように対応を進めていきます。

次に、議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）における温泉課関係部分について、御説明をいたします。

予算書の45ページをお開きください。

事業番号1013、市営温泉に要する経費の追加額についてであります。これは先ほど御説明をいたしました別府海浜砂湯の廃止に伴い、令和5年3月末日までに購入したものの利用できなかった回数券の返金対応を行う経費として、入浴回数券返金事務負担金65万2,000円を計上しております。議案の議決をいただきました後、返金手続き事務並びに返金開始時期等、指定管理者と十分協議の上、返金開始時期のお知らせ等を周知していこうと考えております。

いずれにいたしましても、今後利用される方々に不利益とならないよう配慮し

つつ、返金の対応を行ってまいりたいと考えております。

以上で、温泉課関係部分の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○三重委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)温泉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって議第86号温泉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第97号、別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって議第97号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、温泉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時17分

再開：10時17分

○三重委員長

再開いたします。

次に、産業政策課関係議案の審査を行います。

議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)産業政策課関係部分、議第89号、令和4年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)産業政策課関係部分及び議第96号、別府市勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止についての以上3件について、当局から一括して説明願います。

○竹元産業政策課長

おはようございます。産業政策課長の竹元です。どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

それでは議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）産業政策課関係部分について、御説明いたします。座って御説明させていただきます。

予算書の43ページをお開きください。

事業番号1370、別府スペースバレーに要する経費につきまして、温泉ロケットプロジェクト実行委員会負担金400万円を計上しております。

これは大分空港が宇宙港に選定され、宇宙ビジネスの将来的な発展成長が見込まれる中、子どもたちにも宇宙を身近に感じてもらうイベントを開催することで、宇宙港の実現に向けた地域一体となった機運醸成を図るものになります。

次に事業番号0432、地方卸売市場事業特別会計繰出金の追加額としまして、12万6,000円を計上しております。これはこの後御説明いたします、議第89号、令和4年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）の財源として、一般会計から特別会計へ追加の繰出しを行うものになります。

続きまして、議第89号、令和4年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）産業政策課関係部分を御説明いたします。

特別会計予算書の29ページをお開きください。

事業番号4001、管理運営に要する経費について、電気料金の高騰に伴う追加額として、光熱水費230万円を計上しております。

関連しまして、予算書27ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました一般会計からの繰入金として、12万6,000円を計上しております。

次に28ページをお開きください。

雑入としまして、光熱水費追加額の約8割に当たる187万4,000円を施設使用者負担電気料等収入追加額として計上しております。

なお歳出230万円と歳入合計額200万円の差額分30万円につきましては、職員課関係の職員人件費の減額補正分になります。

最後に事件議案について御説明いたします。

議案書の50ページをお開きください。

議第96号、別府市勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止につきまして、施設の老朽化による解体に伴い条例を廃止するものになります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○三重委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○泉委員

公設という、縛りをもってる公設卸売市場、公設をこれからもずっと続けていく意向ですか。

○竹元産業政策課長

市場につきましては、これまで市場そのものの老朽化もありまして、関係事業者の方々との協議を繰り返し進めてはいますが、市場関係者の皆さん方の声としても公設として続けてほしいという考えを聞いております。市としても公設を維持していく考えを持っております。

○泉委員

唐戸市場、御存じですね。唐戸が青島から輸入したフグを付加価値をつけて観光客に振る舞ってますよね。僕は公設という意味があるがゆえに、恩恵に制限、縛りがあるんじゃないか。むしろ今、59年ですね、昭和59年建設ですよ。たしか46億円ぐらいだったんですけども。当時の集荷、いわゆる生産物を集める方法として、単一市場では信用力がないから公設というもので集荷をしたんですよ。その時代背景と、これだけ冷凍食品やファストフードが普及してですね、市場経由商品が減少している中で、公設というものをいつまでも冠として続けることの意義があるのかなと思うんですけど。そこは部長どうですか。

○松川観光・産業部長

委員おっしゃるとおりですね、確かに開設当初から取扱料、取扱高それに比例するように買受人の数、3分の1になっているのは御存じだと思っております。

私ども、今課長が言いましたように関係者、買受人、卸、それと生産者も含めてお話を伺っておりますけども、総合いたしますとまず公設はぜひとも維持してほしいと。そうでないと、例えば信用だとか、大分の業者さんとの取引だとか、そういった関係でいろいろ影響が出るというふうなことは伺っております。ただ、施設の老朽化も含めて見直しの時期は絶対にもう来ている、既にもうちょっと遅いかもかもしれませんけども、来ておりますので、ただ関係者のそれぞれのやはり生活、経営等ございますので、そこをうまく何とか折り合いをつけて、市場の運営を今後どうしていくかという話を今後まとめていきたいと思っております。

○泉委員

施設管理者、設置責任ですね、別府市が公設という市場を設置した歴史的経緯から見ていったら、昭和59年当時の売上げの半分以下になっているんですね。こ

これは厳然たる事実なんです。行政が果たすべき役割を果たしているかというところ、今の大型量販店の市場経由商品を見たときに、ちょっと震撼とさせられるところがあるんです。やはりこの機会に行政も努力をしていただいて、量販店の皆さん方に市場経由商品を購入してくれるような努力をすべきじゃないかと思いますが、部長どうですか。

○松川観光・産業部長

それは委員の言われるとおりです。これだけ量販店が市内に立地しております。私どもも先ほどちょっと言いませんでしたが、量販店にも聞き取りを行っております。仕入れの状況等も伺っております。取引の関係がいろいろあるかと思えます。それと量の関係ですね。やはり大量に購入されますので当然別府市では賄える量ではないということと、価格の決め方も委員の皆さん御存じのとおり、チラシの価格を決めるのに1か月前ぐらいから決めるらしいんですね。そういう価格の面も含めて、量も含めて、なかなか今のうちの市場の仕組みと合致できてない部分がございますので、そういうところもどういうふうにもう量販店の方に別府市の物を扱っていただけるのか、ちょっと研究していきたいと思っております。

○泉委員

一遍、要望しておきます。このままだったら、公設市場の先行きというのは大分、暗いと思えますよ。それは市場関係者が一番それを感じてるわけです。やはり行政が果たすべき役割というか、果たさなければいけない役割というか、ぜひとも努力してほしいと思うんですね。

別府市、観光振興といえね、受けられるかと思っているかもしれないけど、観光というのは、あくまで手段なんですね。いわゆる別府市を運営する一つの大きな柱なんです。ところが、これに対して13億円の観光費をつけているんです。ところが、今なぜ僕がこの議論をするかというところ、ここらの消費材の市場経由をしない商品もかなりあるんです。ここらも合わせて協議をすべき時期が来てるということを指摘していますね。

お願いしておきます。

○三重委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

はじめに議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)産業政策課

関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第86号産業政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第89号、令和4年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)産業政策課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第89号産業政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第96号、別府市勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第96号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、産業政策課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時28分

再開：10時29分

○三重委員長

再開いたします。

次に、農林水産課関係議案の審査を行います。

議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)農林水産課関係部分及び議第104号、市長専決処分についての農林水産課関係部分、以上2件について当局から一括して説明願います。

○塩出農林水産課長

おはようございます。農林水産課長の塩出と申します。どうぞよろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)及び議第104号、市長専決処分についてのうち、農林水産課関係部分の御説明をいたします。

初めに、歳出の関係部分から御説明をいたします。

予算書41ページを御覧ください。

事業コード0383、水田営農推進対策に要する経費の追加額として、176万9,000

円を計上するものでございます。

これは農林水産省の共通申請サービスを導入し、電子化を行うものでございます。農業者の申請手続き等が負担軽減することや、集計データの利活用など可能になります。なお、この事業は全額、県の補助となります。

続きまして、その下になります。事業コード0991、中山間地域等直接支払に要する経費の追加額として、91万5,000円を計上するものでございます。

これは、現在交付している中山間地域等直接支払交付金の中に、令和4年度より条件不利地を対象とした新たな加算措置がなされ、大分県からの追加の補助の採択を受けたこと等によるものでございます。この事業は4分の3、県の補助となります。

続きまして、その下になります。事業コード0393、園芸奨励に要する経費の追加額として、441万60,000円を計上するものでございます。これは新規就農者の確保を目的とした経営発展支援事業を活用し、新規就農者の農業経営を支援するものでございます。この事業も全額、県の補助となります。

次に42ページを御覧ください。

事業コード0405、林業振興に要する経費の追加額として、191万2,000円を計上するものでございます。これは大分県の既存事業に補正で新規メニューが追加され、しいたけ生産量の維持及び増大を図り、しいたけ生産者の経営を安定させるためにしいたけ乾燥機の導入を支援するものでございます。この事業はしいたけ生産者に対して3分の2の補助となります。

次に、災害復旧に要する経費の追加額がございしますが、災害についての補正予算は最後にまとめて、歳入、歳出、市長専決を一括にて御説明をいたしたいと思っております。

次に、歳入の関係部分の御説明をいたします。16ページを御覧ください。

説明欄の3番目になります。中山間地域等直接支払交付金の追加額として、67万5,000円を計上するものでございます。これは歳出にて説明いたしました、令和4年度より条件不利地を対象とした新たな加算措置がされたことに伴うものでございます。

次に、ただいま説明した一つ下になります。経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金の追加額として、176万9,000円を計上するものでございます。これは歳出にて説明いたしました電子化を行うことにより、農業者が申請等の軽減ができるように整備を行うものでございます。

次に、その下を御覧ください。経営発展支援事業費補助金として、441万6,000円を計上するものでございます。これは歳出にて説明いたしました、新規就農者の経営発展に向けた機械等の導入等に対して、支援を行うものでございます。

次に、その下を御覧ください。特用林産振興事業費補助金の追加額として、143万3,000円を計上するものでございます。これは歳出にて説明いたしました、しいたけ生産者に対ししいたけ乾燥機導入を支援する事業の県補助金でございます。

次に、17ページを御覧ください。土地売払収入として295万1,000円を計上するものでございます。これは大分県が行う国道500号交通安全工事に伴う森林の土地の売払額でございます。

最後になりますが、災害関係予算を一括にて御説明をいたします。

今年9月の台風14号にて被災した農地農業用施設等について、御説明をいたします。

すみません、そちらの資料を御覧ください。今回の台風にて被災した農地農業用施設等は33か所でございます。農地18か所、農業用施設水路等が13か所、林道等が2か所となっております。地域別では、内成地域8か所、城島地域6か所、東山地域5か所、天間地域5か所、内竈地域3か所、山の口地域2か所、その他が4か所となっております。

右側を御覧ください。上から内成地域、東山地域、天間地域、山の口地域の代表的な災害でございます。

天間地域の水田の写真は今回の最大規模の一つであり、幅19メートル、高さ4メートル、奥行き2メートルののり面の崩壊でございます。

山の口地域の写真は、増水した河川から土砂が水路に流れ込み、約200メートルにわたり土砂が堆積したものでございます。

それでは災害関係予算を一括して御説明します。歳入の関係部分から御説明いたします。

予算書の12ページを御覧ください。

農地農業用施設災害復旧費分担金の追加額として、894万6,000円計上するものでございます。これは地元水利組合や農地所有者等の分担金になります。

次に、16ページを御覧ください。一番下でございます。

農林水産業施設災害復旧費補助金として2,682万円を計上するものでございます。これは県からの補助金でございます。

次に、22ページを御覧ください。

農地農業用施設災害復旧事業債として1,640万円を計上するものでございます。

次に、歳出の関係部分の御説明をいたします。予算書の57ページを御覧ください。

事業コード0699、災害復旧に要する経費の追加額として、6,448万円を計上するものでございます。これは災害復旧工事費等を計上するものでございます。

次に、市長専決について御説明をいたします。

議案書のほうです。67ページを御覧ください。

農地農業用施設災害復旧費分担金として150万円計上するものでございます。今回被災箇所のうち、緊急工事を伴う地元水利組合や農地所有者等の分担金になります。

次に、69ページを御覧ください。

事業コード0699、災害復旧に要する経費として、2,940万円を計上するものでございます。これは、今回被災箇所のうち、測量設計等委託料及び緊急工事に伴う災害復旧工事費を計上するものでございます。

以上で、農林水産課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、御発言を願います。

○野口委員

0393、これの441万,6000円ってなってるけど、これだけの規模でかなりの効果上がるのかな。経営発展支援事業って、作物とか地域はどうなるんですか。この対象作物とか地域は。

○塩出農林水産課長

この事業はですね、新規就農者の、今年新規で就農した方に対して機械等の購入の支援を行うものでございます。今年度、38歳の方と42歳の方が天間で就農することになりました。その人たちがトラクター等を購入する上での支援になります。

○野口委員

天間で何を作るんですか。

○塩出農林水産課長

計画を今立ててます。

○野口委員

まだ決まってない。

○塩出農林水産課長

はい、全て頭の中に入っていないんですが、カンショを作ることでですね、ナスを作ったり、田んぼも当然します。地域の人たちと話し合いを行う上で何がいいのか、土の品質等々も考えながら、今考えているところでございます。

5年後までの計画を立てる中で、うちの基準としては新規就農者という基準の中で250万円を超えるというような計画を立てて、今進んでいるところでございます。

○野口委員

ありがたいことですわな。天間でね、そういうことをやるっていうのは。しっかり支援をしてください。

○松川委員

ちょっと聞きますが、内成と内竈、要はどういうところがあれだったんですか。土砂崩れしたのかな。というのは内成と内竈って、棚湯百選になってるわね。その中がなくなったんですか。それとも違うところ。

○塩出農林水産課長

内成、今回認定された五つの棚田の地域で災害が起きてます。1か所ですね、内成のところになっているのが確認取れているんですが、要は棚田、ここまですというようなものじゃないんで、全体として内成としてみてますので、景観で見えるところは1か所です。災害としては。

○松川委員

分かりました。あの、あんまりね、棚田の景観として見えるところが少なくてもよかったと思うんですが。実は、農林水産省からの、修理しなさいといったときに、完璧に棚田の景観を壊すことになる、農林水産省の基準でやると、コンクリートでやるようになるんです。もう見たら完璧に棚田としての状況はなくなります。景観としての状況。だから、その辺は何とかなるようなことはできんのやろうかね。私は前から思っていたんだけど。

○塩出農林水産課長

今回の災害につきましては、現況復旧ということは約束がされてます。ただ、当然のり面とかなので、古くできるというわけじゃなく、新しくそこだけ色が変わったりとかですね、していくような状態にはなるんですが、当然景観というも

のを考えながら、うちのほうも工事をしていこうとは考えております。

○松川委員

ただ、それするときにはこうしなさいという国の制度があるんで、いくらどうしようとしてもできないんで、それを何とかこう、棚田百選にはこういうものが
必要だよということを働きかける必要があるんじゃないかと私は思います。じゃ
ないと、せっかく全国の棚田、全部そうなる。土砂崩れしたらそこだけがコンク
リートになる。全然棚田としての景観はまるっきりなくなる。そういう状況で、
何とかその辺のことはやっぱり全国の棚田百選をやっているところと力合わせて
でも、国に働きかけるべきじゃないかと思しますので、どうかよろしくお願いま
す。

○三重委員長

ほかに質疑はありませんか。

○日名子委員

台風14号、大変大型で、こういう被害たくさん出ていると思うんですけども、
こういう被害というのは、農業従事者からの連絡なんですか。それとも職員が全
部チェックに回る。

○塩出農林水産課長

当然連絡もあります。うちのほうが9月19日に台風が去った朝、次の日の朝か
らJAにもお願いをして、一緒になって地域全部を見て回りました。その中で地
権者とお話をしながらどうしますかと、この被害どうしますかと、これぐらいだ
ったら自分で直しますとか言いながら、そこが補助の対象になるか、とかいうよ
うなものを全て話しております。

○日名子委員

審査の対象になる規模とか、何かいろいろあるということですか。

○塩出農林水産課長

対象はあります。

○日名子委員

じゃあこのくらいはちょっと御自分でなさってください、というところも発生

するということですか。

○塩出農林水産課長

当然そこはですね、当然負担金がかかってきますので、自分で直すかという判断は、農地の所有者、水利組合、その辺とこちらもよく中身を精査しながら、何がよいのかということを見極めていくところでございます。

○日名子委員

御自分で負担して、なかなか修理というのは、その農業従事者の方とお話ししたりとかはしてないんですけども、今割と大変なのかなとか思うので、協議してできるだけ、予算も限られているとは思いますが、支援していただければと思います。

ありがとうございました。

○手束委員

県の土地になるかもしれないんですけども、古賀原に巨大なソーラーパネルを、古賀原から内成にずっと大きなソーラーパネルを設置している場所があるんです。あそこかなり掘削して、下が赤土なので、水が結局流れないというか、たまったらたまっただけに、地下水がたまってしまうような状況になるのかなと思うんですけど。そこは特に被害とかなかったんですか。

○塩出農林水産課長

ソーラーの部分はですね、今現状としては農地としてじゃない転用してる場所でございますので、ちょっとそこまでは調査はしていない状態です。

そこに水がたまったりして、農業に従事する方たちが困っているような連絡等は来てはないような現状でございます。

○三重委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

初めに議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)農林水産課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第86号農林水産課関係部分については、原

案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第104号、市長専決処分についての農林水産課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第104号農林水産課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、農林水産課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時46分

再開：10時47分

○三重委員長

再開いたします。

次に、都市計画課関係議案の審査を行います。

議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）都市計画課関係部分について、当局から説明願います。

○松屋建設部長

おはようございます。建設部長の松屋でございます。それでは本議会に提出しております議案の概要について、御説明申し上げます。

建設部といたしましては都市計画課をはじめ計3課より、議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算議案を提出させていただいております。予算議案以外では、都市整備課より議第103号、公有水面埋立てに関する意見について、都市整備課及び公園緑地課より議第104号、市長専決処分について、施設整備課より議第100号、議決事項の変更についてを提出させていただいております。

何とぞ最後まで十分御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは議案の詳細につきましては引き続き、各担当課長より御説明申し上げます。

○籠田都市計画課長

おはようございます。都市計画課長の籠田でございます。よろしくお願いたします。

議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）都市計画課関係部分につきまして、説明させていただきます。座って説明させていただきます。

配付させていただきました資料を御覧ください。場所は別府市千代町117番地で、楠銀天街沿いにある所有者不存在の倒壊のおそれのある建築物でございます。

この建築物につきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項により、略式代執行を行うものでございます。

予算書の46ページをお開きください。事業コード1202、空家対策に要する経費の追加額として、委託料542万8,000円を計上させていただいています。

以上、都市計画課の関係部分の議案につきまして御説明させていただきました。御審議のほどよろしく願います。

○三重委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、御発言を願います。

○泉委員

基本的な考えを、部長、この機会にお聞きしておきたいんですけどね。

別府市のこの建築基準法に基づく不適合要件を具備した老朽家屋ですね、この全体の対象として現行法で解決できるんですか。

部内、課内で新しい条例設置等について、研究とか検討してるものがあれば報告してください。

○渡邊都市計画課参事

お答えさせていただきます。

現在、空家対策計画というふうなものを見直しを行っております。その中で、都市計画課だけでは空家対策が進みませんので、関係各課、資産税の原課の方、税の関係の課も集まっていたら、庁内会議をまず開催をしております。

協力していただけるところは協力をしていただくというふうな形で、今協議を進めているような状況でございます。

それをもってですね、12月の終わりに空家等対策協議会という会がございます。それは市長を会長としておりますので、それに諮りまして、別府市の空家対策の基本計画というものを見直すような形で今事業を進めておるような状況でございます。

○泉委員

今の参事の説明は大変高く評価できると思います。これは例えば担当課だけで

解決できる問題じゃないんですね。例えば今回この代執行に係る債権をどう保全していくのかというのが一つあるんですね。そしてその保全の方法として、これは所有者不存在なんですね。そのときに担保設定をどういう形でしとくのかとかです、いろいろな問題がある。だけどこれは現行法では無理なんですね。いわゆる危険家屋、住むこと自体がもう駄目なんです、不適格要件を具備したときに初めてこういうことができるんですね。

その他、老朽家屋でも誰が見てもおかしい、これは無理だなというようなものをどうするのかというのは、条例を整備していかないと、担当課がどんなに努力しても解決できない。これは本当に大変深刻な問題。さらに深刻なのは、空き家から火が出て延焼して近隣に大きな被害をもたらしたときに、誰がどういう責任を取るのか。こういう大きな問題も来るんですね。今、渡邊参事が年内に対策協議会で審議してもらおうと言いましたけど、とにかく急いでほしいんです。とにかくこの整備を急いでほしい。それで全部のいわゆる危険家屋と言われるような空き家に対して全部対応できるようにしてほしい。これは別府市の財産を守っていくということにもなろうと思うんです。

それからもう1点ですね、こういうことも検討してくれませんか。ある程度立地条件もいい、ある程度面積もある、しかしながら我々は相続する意思がないんですよというような物件もあるんですね。そういう場合に別府市が地域の空き地として災害時の避難所とかです、そういうものに指定できる場合には、解体費用を市が負担して所有権を市に移管してもらおう、こういうようなこともやっぱり検討すべきじゃないかと思います。いかがでしょうか。

○渡邊都市計画課参事

今おっしゃられたような内容のままになるかどうかというのはちょっと分かりませんが、今おっしゃられるように、マッチングですね、その土地を持たれている方、建物がそのまま、例えばそれを活用できるような方がすぐ隣におられる場合とかいうとき、それとどうしようもならないときは市がその土地を何らかの形であっせんなり所有するなり、というふうなことも今回の空家対策の施策として、今考えておるような状況です。

それを協議会のほうに図って、どこまでどのような形で実施していくかというふうなことをこれから協議していきたいと考えております。

○泉委員

それで部長ね、これ課長も参事もお願いしときますね。例えばここにね、私が住んで、ここに空き家があるとするでしょ。乾燥した木材を積み上げているのと

同じなんです。光の園団地の前にね、共同住宅があったんですよ。それでこれを何とかできないかと思ってね、何回も協議したんです。当時竹長さんが課長だったんですね。竹長さんは熊本まで行ってね、持ち主を説得してすぐ解体させた。それは横にある米穀店の奥さんから、前を見たときに枯れ木を積んだようなものがある。夜になったら不安で仕方ない。こういう苦情が寄せられたんです。今市内見たら至るところにそういうのばかりじゃないですか。これは本当に急いでください。部長、今参事から大変前向きな話がありましたけど、建設部長として私はこれを最優先で取り組んでいただきたい。このことをお願いするんですが、部長の見解を聞きたい。

○松屋建設部長

委員今言われましたように、空き家、これは全国的な問題でございます。うちの参事のほうでそういう取組をやっているのです、部としてもこれは本当に喫緊の課題になっておりますので、取り組んでまいりたいと考えております。

(日名子副委員長に委員長交代)

○三重委員

ちょっと私から1点。

この空き家対策ですね、今回これ結局所有者が分からないまま解体をするわけですけど、そうすると今度この土地はいわゆる所有者不明の土地になるわけですよ。

○渡邊都市計画課参事

今回の物件につきましては土地と建物の所有者が別になります。土地はちゃんと所有者がおります。建物について、所有者が不存在というような物件になっております。

○三重委員

それは失礼しました。

じゃあこの所有者不明の土地等の対策というのは今後の取組というのではないですか。所有者不明の土地が多分市内に点在していると思うんですけども、そういうのがあるのかなと思うんですけども、そういう部分の対策というのは考えていないんですか。

○渡邊都市計画課参事

空き家に限らず、今実際に空き地というふうなことも問題になっていると思います。実際に今計画の策定等も行ってますし、その中でも空き地の利活用というふうなこともありますので、その辺のところ、それも先ほどちょっとお話ししましたが、関係課ともよく話をして、どういうふうな活用方法ができるのか、そういうところも含めた形で空家対策計画に盛り込んでいければというふうに考えております。

(三重委員長に委員長交代)

○三重委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)都市計画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第86号都市計画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で都市計画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時58分

再開：11時03分

○三重委員長

再開いたします。

次に、都市整備課関係議案の審査を行います。

議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)都市整備課関係部分、議第103号、公有水面埋立てに関する意見について及び議第104号、市長専決処分についての都市整備課関係部分、以上3件について、当局から一括して説明願います。

○山田都市整備課長

おはようございます。都市整備課長の山田でございます。よろしく願いいたします。議案については座って説明をさせていただきます。

初めに、議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算（第9号）都市整備課関係部分について、御説明をいたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正第3表の1、道路維持事業についてでございます。これにつきましては公共工事の品質確保の促進に関する法律において、公共工事の施工時期の平準化、これが発注者の責務とされておりまして、また公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、平準化のための方策を講じることとされていますことから、年度当初において工事の施工を可能し、施工時期の平準化を図るために行うもので、舗装及び側溝改修工事に対し、3,000万円を債務負担行為として計上するものです。

続きまして9ページをお願いいたします。

地方債補正第4表の1、下段の道路橋りょう災害復旧事業の限度額2,730万円でございます。これにつきましては、災害復旧事業の財源といたしまして、地方債を活用するものでございます。詳しくは後ほど歳出のほうで御説明をいたします。

続きまして、歳入について御説明いたします。

こちらが災害復旧事業関連となりますので、詳しくは歳出のほうで御説明をいたしますが、まず13ページをお開きください。

説明の上から3段目、道路橋りょう災害復旧費負担金5,469万4000円でございます。これにつきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、復旧工事費の一部を国が負担するものでございます。

次に22ページをお開きください。

上から3段目、道路橋りょう災害復旧事業債2,730万円でございます。先ほどの地方債補正額を歳入といたしまして、計上をいたしております。

続きまして、歳出について御説明をいたします。57ページをお願いいたします。

事業番号0809、災害復旧に要する経費の追加額として、8,200万円を計上いたしております。これにつきましては、令和4年9月の台風14号により被災した市道の災害復旧を行うものでございます。

場所につきましては、掲示させております4か所でございます。簡単に場所を説明させていただきます。

こちらが東山の片山地区というところの市道で、このように舗装が壊れているものです。

こちらが城島から先、由布のスマートインターチェンジに向かう、いわゆるエコーラインと呼ばれているところですが、その道路がこのように被災しているところになります。

こちらが杉乃井ホテルの下、パチンコ店の裏側になりますが、崖内の一部が崩

壊している状況でございます。

最後4か所目が、こちら側のかいがけ地区になりますが、その市道の路肩が崩壊をしているという状況でございます。

場所と概要については以上です。

続きまして、事件議案について御説明をいたします。議案書の59ページをお開きください。

議第103号、公有水面埋立てに関する意見についてでございます。

令和4年11月25日付け港第870号をもちまして、大分県知事より意見を求められた、大分県の出願に係る別府港石垣地区に関する公有水面埋立について、意義のない旨答申いたしたいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議第104号、市長専決処分についての都市整備課関係部分について、御説明をいたします。

69ページをお願いいたします。

事業番号0809、災害復旧に要する経費2,900万円でございます。これにつきましては先ほどと同じく、令和4年9月の台風14号により被災した市道水路のうち、通行障害や流水阻害など、緊急に対処する必要がある箇所の復旧を行ったものがあります。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、その承認を求めるものでございます。

以上で都市整備課関係部分の御説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○三重委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)都市整備課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第86号都市整備課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第103号、公有水面埋立てに関する意見について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。よって、議第103号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第104号、市長専決処分についての都市整備課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。よって、議第104号都市整備課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で都市整備課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時10分

再開：11時11分

○三重委員長

再開いたします。

次に、公園緑地課関係議案の審査を行います。

議第104号、市長専決処分についての公園緑地課関係部分について、当局から説明願います。

○橋本公園緑地課長

おはようございます。公園緑地課長、橋本です。よろしくお願ひいたします。

議案について、座って説明させていただきます。

議第104号、市長専決処分、令和4年度別府市一般会計補正予算（第8号）公園緑地課関係部分について御説明いたします。

公園緑地課関係部分は議案書の69ページとなります。

事業番号1258、災害復旧に要する経費として1,260万円を計上しています。主な内容としましては、台風14号の影響による公園内や街路樹の倒木処理、及び上人ヶ浜公園の園路が一部高波により破損したところを復旧する工事費となっております。

以上で、公園緑地課関係部分の説明を終わります。何とぞ御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○三重委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第104号、市長専決処分についての公園緑地課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第104号公園緑地課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、公園緑地課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時12分

再開：11時13分

○三重委員長

再開いたします。

次に、施設整備課関係議案の審査を行います。

議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)施設整備課関係部分及び議第100号、議決事項の変更についての以上2件について、当局から一括して説明願います。

○若杉施設整備課長

おはようございます。施設整備課の若杉です。よろしくお願いいいたします。

それではまず、議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)施設整備課関係部分について、御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、別府市亀川地区市営住宅集約建替事業に係る補正予算についてですが、初めに補正に至る経緯について御説明いたします。

令和元年10月1日に消費税率が10パーセントに引き上げられたことに伴い、別府市亀川地区市営住宅集約建替事業契約においても令和元年度から令和3年度までの間、引上げ後の消費税率で事業者を支払ってまいりましたが、本年、別府税務署から本事業契約は消費税法改正に伴う経過措置が適用されるものと認められ、消費税率は8パーセントとなる旨の判断が示されました。

今回の補正予算はこのような別府税務署の判断を踏まえ、本事業契約の消費税率を見直すことに伴うものとなります。

以上が補正に至る経緯となります。補正予算の具体的な内容ですが、事業ごとに御説明いたしますので、ページのほうが前後いたしますが御了承ください。

まず予算書21ページ、歳入の市営住宅購入費返還金については、本事業契約における消費税率を8パーセントに見直した結果、令和元年度から令和3年度までの事業者への支払いに6,337万3,406円の過払いが生じるため、その過払い分が事業者から返還されるものです。

次に予算書の49ページ、歳出の国庫返納金についてですが、令和元年度から令和3年度までに交付を受けた社会資本整備総合交付金について、本事業契約における消費税率の見直しにより、同期間中の交付金対象事業費が減少することに伴いまして、過大に受け入れた交付金3,359万5,000円を国に返還するためのものがございます。

次に予算書の14ページの社会資本整備総合交付金の2,430万7,000円の減額、22ページの公営住宅建設事業債の3,320万円の減額、49ページの市営住宅購入費の1,150万2,000円の減額については、本事業契約における消費税率の見直し等により予算に不用額が生じることから、減額するものがございます。

最終的な本年度の本事業契約の契約金額は7億7,105万4,425円となります。

以上が、別府市亀川地区市営住宅集約建替事業に関わるものとなります。

最後に予算書の8ページ、市営住宅使用料納入通知書作成業務委託料に係る債務負担行為の変更についてですが、これは社会経済情勢の変化による物価上昇に伴い、増額するものがございます。

以上が補正予算の内容となります。

続きまして、議第100号、議決事項の変更について、御説明させていただきます。

議案書の55ページ、議案概要書の7ページとなります。これは平成30年12月14日付で市議会の議決を受け締結した、別府市亀川地区市営住宅集約建替事業に係る契約について、契約金額を減額しようとするものです。

減額の主な理由といたしましては、本事業に対する入居者の要望等を踏まえ、入居者になるべく負担がかからないよう移転の時期等について計画を見直すことで、入居者の移転に係る経費が減少したことによるものがございます。

移転時期等の見直しの内容につきましては、当初建替工事により生じる振動や騒音、土埃等に対する入居者への生活上の配慮から、旧亀川住宅全棟を解体後に新亀川住宅を建設することとし、旧亀川住宅の入居者全員に令和元年度中に移転していただく計画でありましたが、多くの入居者から高齢や傷病により出て戻る二度の移転は負担が大きいため、一度の移転で済むようにとの要望を受けたため、全棟解体を取りやめ、まず新亀川住宅建設に直接影響のある棟のみ解体することとし、新亀川住宅を建設後、令和4年度に残った旧亀川住宅を解体するよう見直

したものでございます。

このような計画の見直しにより、残った旧亀川住宅の入居者については、移転回数が1回で済むことから、移転の負担を軽減することができ、また同時に移転等の経費の削減も図れたところでございます。

以上、施設整備課関係部分の議案について御説明させていただきました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三重委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言を願います。

○泉委員

基本なことを教えてくださいませんか。亀川住宅へ行くとね、これが人口減少の市の市営住宅として本当に適正規模かなというものを私いつも考えるんです。

それともう一つは高齢者、これだけ増えていく中で、こういう公の住宅を作っていくということについて、ちょっと私は疑念を持っているんですね。なぜかという、今から一番最初に候補に上がっているのは光の園団地ですね。それから鶴見住宅。こういうところを従前どおりの公の手によって、建設をして管理をしていくという方法が時代に沿っているのだろうか。例えば公共用地を民間のディベロッパーに長期使用貸借で貸して、別府市の希望する家賃設定のものを作ってもら、いわゆる官民が共同して、準公営住宅を作っていくというような方向に移るべきじゃないかと思うんですが、当該課としてどういう考えを持っていますか。

○若杉施設整備課長

亀川住宅の際には、ちょうど長寿命化計画がスタートしたときでございました。そのときに集約建て替えの計画が立ってまいりました。そしてその当時の鶴見住宅、光の園住宅の話が出ましたけども、まず亀川住宅。今回の浜田住宅、内竈住宅を集約するというところでスタートしたところでございます。

この次の計画はこれから立てなければならないというふうに考えておりますので、まだ現時点としてはそれを踏まえてこれからの見通しを立てていく予定にしております。

○泉委員

この公営住宅というのは文化住宅法、いわゆる文化住宅を戦後にですね、いわ

ゆる公の手によって作ろうということがそもそも発祥なんですね。しかし、この法律の期限から考えて、今そういう公の手によって公の住宅をこれほど作っていく必要が本当にあるのかな。民間の賃貸住宅の空き状況はかなりあるんですよ。そしたら民間が作ったものを期限的に借り上げるという方法があってもいいと思うんですよ。皆さんは市が公の金を使って、公の施設を作っていくということを踏襲しているんですよ。さっき言った市営住宅建て替えのときに光の園団地の市有地を民間のディベロッパーに貸して、低廉なもので長期にわたって施設を作ってもら。こういうことをやっぱね、部長考えないといけない時期に僕は来てると思うんですよ。ぜひともそれは課内で時代に沿った公営住宅の在り方、それから官民のいわゆる賃貸住宅の比率の問題、こういうものを真剣に考えてください。お願いしときます。

○三重委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

初めに、議第86号、令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)施設整備課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第86号施設整備課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第100号議決事項の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第100号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で施設整備課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時23分

再開：11時23分

○三重委員長

再開いたします。

次に、上下水道局関係議案の審査を行います。

議第98号、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、当局から説明願います。

○岩田上下水道局長

本定例会におきましては上下水道局関係議案といたしまして、議第98号、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての議案を上程いたしております。詳細につきましては、総務課長より御説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○田原上下水道局総務課長

上下水道局関連議案の御説明をさせていただきます。お配りした資料に沿って御説明させていただきます。

それでは議案書の52、53ページを御覧ください。

議第98号、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員法の一部改正により、職員の定年を引き上げること等に伴いまして、条例を改正しようとするものでございます。

この度の定年引上げは、少子高齢化が進み生産年齢人口が減少する中、複雑で高度化する行政課題への的確な対応を行うため、60歳を超える職員の能力、経験を活用することを目的としております。

概要といたしましては、職員の定年年齢を令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度までに65歳といたします。

定年引上げの中で役職定年制を導入し、原則として60歳到達時に管理職である職員につきましては、それ以降については課長補佐級などの非管理職へ異動することとしております。

次に、定年前再任用短時間勤務制度を導入します。また、定年引上げ期間中は暫定再任用制度として、現行と同様の再任用制度を存置いたします。

最後に給与に関する措置となりますが、当分の間60歳以降の職員の給料月額につきましては、60歳前の7割水準としております。

以上で、議第98号、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

御審議のほど、何とぞよろしく願いいたします。

○三重委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、御発言を願います。

○野口委員

役職定年制というのは、私は30年前に取り組んだ事柄なんですけど、最終的に確かに能力の問題とかいろいろあります。この資料の3の(1)のア、イの最後ですね、特例措置として、特例任用は個別事案により対応すると。職務の特殊性や特定管理職群により欠員の補充が困難な場合は、60歳以降の職員を管理職として任用することを可能とすると書いてあるけども。いかにも何かこれを見るとね、能力の問題とかいうものは職員にあるのかどうかということと、もう一つはね、やっぱりこの役職定年制というものについては跡継ぎを育てるということが非常に大事なことで、その辺についてはこの適用がないようなね、取組をしてもraitaitaiということをしては私はいたいわけです。上下水道局で能力が問題であるという人は採用した職員から見ればないと思いますよ。だからこういうことが書いてあるけれども、できるだけ有能な職員を育てて、後輩を育てて引き継いでいくということはしっかりやってraitaitaiと思います。それが1点。

それからもう一つはね、やっぱりこの65歳まで延長するということは、昔から言われてますけど、子どもを育てる時代、大学まで出すとか、そういうところについては本来なら厚く手当をして、そして子どもを育て終わった職員については一応給与を、減額じゃないけども、一定程度の昇給とかを抑えていくとか、そういう措置が必要であると思いますので、その辺は研究したほうがいいと思いますので、いらんことかもしれませんがよろしくお願いします。

○三重委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第98号、別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。よって、議第98号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で上下水道局関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただ

きたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これをもちまして、観光建設水道委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

○閉議：11時30分